

証明書  
番号

第 EY2735981

号

令和 5年 6月 28日

## 自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

### 共栄火災海上保険株式会社

自動車登録番号、車両番号又は標識の番号(車台番号)	宮城 200 さ 2255 XZB40-0002570	乗合(自)	宮城県
保険期間	自 令和 5年 8月 24日 至 令和 6年 8月 24日	12か月 午前12時	宮城県 宮城 200 さ 2255 XZB40-0002570
住所及び氏名 保険契約者の	宮城県石巻市穀町14-1 石巻市	指定金融機関名	共栄火災海上保険株式会社 〒179-0075 東京都練馬区高松5-8-210 0120-665778(無料・最寄の営業店) 0120-445778(無料・解約受付センター)
異動事項		保険料	¥11,530
管轄店名及び所在地	共栄火災海上保険株式会社 本社 〒179-0075 東京都練馬区高松5-8-210 0120-665778(無料・最寄の営業店) 0120-445778(無料・解約受付センター)	保険料収納年月日	令和 5年 6月 28日
	東北・仙台 20656 社鹿モーターズ 04712808		

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。

ホームページアドレス(<https://www.kyoeikasai.co.jp/>)

複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

<登録情報処理機関報告契約>

#### 注意

- ◎内容を正確のうえ、写等ではなくこの証明書本紙を必ず自動車に備え付けておいてください。
- ◎この証明書に保険料収納済印のないものは無効です。

## 自賠責保険についてのご案内

### 自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)の概要

自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被保険者(保険の補償を受けられる方、具体的には保有者または運転者)が損害賠償責任を負う場合の損害について保険金をお支払いします。(人身事故に限ります)

※ 保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

### 保険金等のお支払い内容

自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められています。

傷害による損害	損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
後遺障害による損害	治療費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円まで
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人および遺族)	最高3,000万円まで
死亡するまでの傷害による損害	(傷害による損害の場合と同じ)	最高120万円まで
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	常時介護のとき：最高4,000万円 臨時介護のとき：最高3,000万円 後遺障害の程度により 第1級：最高3,000万円～ 第14級：最高75万円まで
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人および遺族)	最高3,000万円まで
死亡するまでの傷害による損害	(傷害による損害の場合と同じ)	最高120万円まで

### 事故時のご対応および保険金等のご請求

事故を起こしたときは、まず、けが人の救護に努め、それとともに必ず警察に届け出て下さい。また、被害者と加害者、自賠責保険証明書番号など事故のあらましを速滞なく引渡保険会社に届け出て下さい。  
自賠責保険への請求は、被保険者(加害者)だけでなく被害者からも行うことができます。また、本請求のほか、仮渡金の制度があります。保険金等の請求に必要な書類や手続きの詳細につきましては、引渡保険会社にご相談ください。

### 保険金等のお支払いに関する情報の提供

被害者または被保険者が、保険金等が適正に支払われているか否かを自ら判断するために、以下のとおり、保険金等のお支払いに関する情報が、引渡保険会社から書面により提供されます。  
・支払基準の概要、お支払い手続きの概要、紛争処理機関の概要(保険金等を請求された時点)  
・お支払いした金額、後遺障害の等級とその判断理由、減額の割合とその判断理由(保険金等をお支払いした時点)  
・お支払いできなかった場合、その理由(お支払いできなかったことが確定した時点)  
また、上記に加えて必要な追加情報も引渡保険会社に請求することができます。

(裏面もご覧ください)

## 令和 5年 6月 28日 自動車損害賠償責任保険 保険料領収証

証明書番号 第 EY2735981 号

自動車登録番号、車両番号又は標識の番号(車台番号)	宮城 200 さ 2255 XZB40-0002570	保険料	¥11,530
保険期間	自 令和 5年 8月 24日 至 令和 6年 8月 24日	管轄店名及び所在地	共栄火災海上保険株式会社 〒179-0075 東京都練馬区高松5-8-210 0120-665778(無料・最寄の営業店) 0120-445778(無料・解約受付センター)
	12か月 午前12時		

契約者 石巻市

様

共栄火災海上保険株式会社

上記保険料を領収いたしました。